

【解釈改憲の構図】

昭和47年政府見解

- 憲法9条解釈の基本論理
- 集団的自衛権行使が違憲の論理的理由・結論

論理の捏造

7. 1 閣議決定

3 憲法第9条の下で許容される自衛の措置

憲法9条解釈の「基本的な論理」



武力行使の「新三要件」(※)

※「明白な危険」という緩和要件を火事場泥棒的に追加

■三つのからくり

- ・「外国の武力攻撃」という文言の恣意的な読み替え
- ・「前文の平和主義の法理」の切り捨て
- ・「立法事実」のでっち上げ

12